

横浜市イノベーション人材交流促進業務委託 業務説明資料

本説明書に記載した内容には、現在検討中のものも含まれるため、本プロポーザルのみの設定条件とし、将来の業務（設計）実施の条件となるものではありません。

1 件名

横浜市イノベーション人材交流促進業務委託

2 業務目的

横浜市では、みなとみらい21地区への企業集積や関内地区へのスタートアップの進出などを背景に、市内の企業の技術者や研究者、大学・研究機関の研究者や学生などのイノベーション人材の交流が進み、世界に向けたイノベーション創出に向けた機運が高まっている。

本業務は、こうした背景をもとに、成長ステージによって様々なスキルやリソースを必要とする横浜市内スタートアップ、新事業展開等を考える横浜市内中小企業を対象として、副業・兼業人材（※）の活用を支援し、企業の課題解決につなげることを目的とする。

なお、本業務は、平成31年2月4日の東京圏国家戦略特別区域会議において本市が提案し、区域計画に盛り込まれた国家戦略特区メニュー「イノベーション人材交流促進センター」を活用して実施する。

また、本業務では、委託者と受託者が協働しながら、「横浜市イノベーション人材交流促進事業」における目標の実現に向けて業務を推進するものとする。

※副業・兼業人材…副業・兼業等によって保有する高度なスキルや経験を活かす場を求める人材

【参考：イノベーション都市・横浜（YOXO）】

横浜市は、平成31年1月に、新たなイノベーションを横浜から創出していく、「イノベーション都市・横浜」を宣言しました。これまでに、みなとみらい地区の研究開発拠点をはじめ、様々な民間企業や、大学等によりイノベーション人材の交流機会が形成されています。今後、この取組を更に大きなムーブメントとしていくため、「イノベーション都市・横浜」の象徴となるロゴマーク「YOXO（よくぞ）」を決定しました。ロゴマークをシンボルとして、新たなビジネスを生み出す環境を作ります。

3 履行場所

横浜市内

4 事業概要

(1) 事業実施期間

令和4年度から令和6年度の3か年とする。

(2) 委託契約期間

委託契約は単年度ごとの締結とする。

ア 令和4年度の委託期間は、契約締結日から令和5年3月31日までとする。

イ 令和5年度及び令和6年度の委託契約については、それぞれ令和4年度、令和5年度の業務実績等の履行状況を適正に審議した上で、横浜市経済局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）で次年度の契約の是非を決定する。

ウ 令和5年度及び令和6年度の選定委員会で、契約の相手方として決定されなかった場合は、本市はその理由を付して通知する。

(3) 業務価格

令和4年度概算業務価格は3,000千円（税込）を上限とする。

提案書は、令和5年度及び令和6年度の業務価格の上限をそれぞれ3,000千円（税込）と想定し作成すること。ただし、このことをもって令和5年度及び令和6年度の業務価格を保証するものではない。

5 委託業務概要

(1) 委託内容

市内企業と副業・兼業人材のマッチング事例創出

ア 提案者が有する市内スタートアップや中小企業とのネットワークを活用した受入企業（副業・兼業人材を受入・活用する企業）の開拓

イ 受入企業のニーズ確認、副業・兼業人材募集要項作成の支援

ウ 副業・兼業人材公募の支援

エ 受入企業と副業・兼業人材のマッチング支援

オ 相談窓口設置

カ 市域の中で、スキルや経験を有する人材を活用して市内のスタートアップや中小企業を支援する持続的な仕組みの構築

キ その他、本市施策と連携する業務等

(2) 成果物

ア 内部報告用報告書冊子（A4版 簡易製本） 4冊

イ 外部報告用報告書冊子（A4版 簡易製本） 4冊

外部公表を行うための報告書。企業情報等については、公表の同意が得られている情報のみを使って構成する。

ウ 電子データ（USBメモリ等に記録したもの） 1式

エ その他業務関連資料（電子データ及び紙データ） 1式

6 条件・仕様など

(1) 参考見積書の内訳

令和4年度の参考見積書は、業務価格を上限3,000千円(税込)として作成すること。事業費等の金額の内訳は、提案する事業内容によるものとする。

(2) その他仕様

ア 別添 「業務委託仕様書」のとおり

イ 本市契約関係規定や「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」及び「個人情報取扱特記事項」「WEBページ作成基準」等関係法令を遵守すること。

(3) 協働事業

本事業は、受託者と横浜市で横浜市民協働条例に基づく市民協働事業(※)として実施する。

ア 受託者と横浜市は、別途協議を行い、横浜市民協働条例12条に基づき、双方の役割分担を明確にした上で、協働契約書を策定する。

イ 受託者は、同条例第11条に基づき、本事業に支障がない限り、当該市民協働事業以外の事業(自主事業)を行うことができる。この場合は、あらかじめ市に届け出るものとする。

ウ 事業の成果を上げるために効果的と考える自主事業については、提案書に記載すること。

※同条例において「市民協働」とは、公共的又は公益的な活動及び事業を横浜市と市民等が協力して行うことをいう。また、この条例において「市民等」とは、法人を含むものとして定義されている。(同条例第2条)

7 委託料の支払い

委託料は、業務報告書及び部分完了に係る委託完了届出書の受領後、横浜市で検査確認した後支払うものとする。

8 契約時の仕様書の確定

契約時の仕様書の確定については、提案内容の仕様書への反映等について、横浜市と受託者との間で協議を行い、詳細な仕様書を調整の上、契約を締結するものとする。